



ヘルパー 資格改革

「サービスにも影響」

政策研 実行委 現場から反発の声

障害当事者からの政策提言を旨として、DPI障害者インターナショナル日本会議など複数の障害者団体が共同で運営している障害者政策研究全国実行委員会は、九日から二日間、都内で全国集会を開催した(写真)。ヘルパー制度についての分科会では、自立支援

法で訪問サービスの従事者要件が整理され、基本的に介護保険と同様ヘルパー二級以上に引き上げられたことに対し、「個別性の高い障害者サービス提供の実態に合わない」と反発の声があがった。

今年度から始まった自立支援法では、身体・知的・精神の福祉サービスが一本化されたのに伴い、これまでバラバラだったサービス従事者の研修体系や要件が整理された。十月の全面施行からは、訪問系サービスの報酬単価は、ヘルパー三級と障害者居宅介護従事者三級が三割の減算に。基本的に二級保有者以上に引き

上げられ、介護保険と同じ仕組みになったかたじけなく、その介護保険では将来的に介護福祉士を任用資格とするため、今年度からヘルパー研修の上乗せの介護職員基礎研修が導入されるなど、従事者の要件がさらに厳しくなる見通しだ。分科会では、障害者サービスへの影響を懸念する声相次いでいた。

「画一的な研修を受けた人が増えても、私の介助は、私に必要な介助方法」を身につけた人でなければできない」日本ALS協会会長の橋本操さんは、当事者として資格要件の引き上げに反対

した。もともと障害者の分野では、障害の特性や個性を理解した介助者が必要とされ、無資格のボランティアが当事者との長い関わりの中でその人に合った介助法を身に付けていく人が少なくない。特に常時付きっきりの介助が必要な重度の障害者の場合は、自立支援法以前の支援費制度でも、ヘルパー研修より短時間の従事者研修を受けられるようになっていた。

「現状でも一〇〇人面接して一人残るかどうかの状態。資格が義務付けされると、成り手はいなくなってしまう」介護保険のように資格の義務付けが進めば、ただでさえ難しい人材確保がさらに厳しくなると、横山晃久自立支援センターHANDとS世田公理理事長は訴えた。